○厚生労働省令第九十二号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百十一号）の施行に伴い、及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第三条の二第一項の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第六条第四項第一号」を「第六条第五項第一号」に、「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改め、同条を第一条の三とする。

第一条の見出し中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同条第一項中「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第六条第三項」を「算定政令第六条第四項」に改め、同条第二項中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法）

第一条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第三条の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第十項又は第三十九条第五項に規定する第一号被保険者に該当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになった第一号被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が施行令第三十八条第十項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額することとなる保険料の額を合計した額（その額が現に当該年度分の保険料について施行令第三十八条第十項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額した保険料の額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。

第二条第二項第一号中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令第一条の規定は、平成二十七年度分の繰入金から適用する。

○農林水産省令第四十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金」を削り、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助金」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助金」に改め、「政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金」を削り、「農業・食品産業強化対策整備交付金」を「農業・食品産業強化対策整備交付金　政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金」に、「優良農地確保・有効利用対策事業費補助金」を「優良農地確保・有効利用対策事業費補助金　農地集積・集約化対策整備費補助金」に改め、「特定中山間保全整備事業費補助」及び「農業競争力強化基盤整備事業費補助」を削り、「環境保全型農業生産対策事業費補助金」を「環境保全型農業生産対策事業費補助金　環境保全型農業直接支援対策交付金」に、「独立行政法人種苗管理センター施設整備費補助金」を「独立行政法人種苗管理センター施設整備費補助金　都市農村交流等対策整備費補助金」に改め、「農林水産業ロボット技術活用推進事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）」及び「農林水産試験研究費補助金（実験実用化に係るものを除く。）」を削り、「独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費補助金」を「国立研究開発法人農業環境技術研究所施設整備費補助金」に改め、「独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費補助金」及び「独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費補助金」を削り、「独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金」を「国立研究開発法人森林総合研究所施設整備費補助金」に、「独立行政法人水産大学校施設整備費補助金」を「独立行政法人水産大学校施設整備費補助金」に改め、「水産物加工・流通等対策整備費補助金」を削り、「独立行政法人水産総合研究センター施設整備費補助金」を「国立研究開発法人水産総合研究センター施設整備費補助金」に改め、「都道府県事務取扱交付金」を削る。

別表の二の項補助金等の名称の欄中「水源林造成等事業費補助」を「水源林造成事業費補助」に改める。

別表の三の項補助金等の名称の欄中「農林水産業ロボット技術活用推進事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）」及び「農林水産試験研究費補助金（実験実用化に係るものに限る。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十七年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十六年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○農林水産省令第四十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一六、六一七人」を「一六、二八〇人」に改め、同表林野庁の項中「四、八七九人」を「四、八三九人」に改め、同表水産庁の項中「八八三人」を「八八〇人」に改め、同表合計の項中「二二、三七九人」を「二一、九九九人」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の農林水産省定員規則（以下「新規則」という。）第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　新規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に定めるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十七年九月三十日までの間	一六、二九三人